

東京大学大学院総合文化研究科・教養学部附属グローバルコミュニケーション  
研究センターにおける事務所掌に関する内規

令和 2 年 月 日制定

(目的)

第1条 この内規は、東京大学大学院総合文化研究科・教養学部附属グローバルコミュニケーション研究センター規則第7条、および外国語教育を担当する特任教員の所属変更にあたっての覚書第3条1項に基づき、グローバルコミュニケーション研究センター（以下、「センター」という。）における所掌事務その他必要な事項について定める。

(事務処理を行う対象)

第2条 センターでは次の教職員の事務処理を行う。

(1) センターに所属する教職員

(2) 「東京大学大学院総合文化研究科・教養学部附属グローバルコミュニケーション研究センターに置かれる部門の組織を定める内規」第4条で定めたプログラム運営教員を務める、大学総合教育研究センター語学教育推進部門に所属する教員

2 前項第2号については、駒場Iキャンパスに勤務する際に生じるものに限る。

附 則

この内規は令和 年 月 日に施行し、令和2年4月1日から適用する。